

## 7 ( 利用にあたっての確認事項 )

### 確認リスト

チェック欄

利用  
開始前

- 1 障害児相談支援を利用している場合は、相談支援専門員と相談しましょう。
- 2 事業所の見学をして、プログラムや空き状況を確認しましょう。
- 3 管理者及び児童発達支援管理責任者が誰かを確認しましょう。
- 4 利用しようとする曜日を事業所と相談しましょう。  
●送迎が必要な場合は、送迎の有無について確認をしましょう。

受給者証  
申請後、  
受給者証が  
届いたら

- 1 事業所から契約書及び重要事項説明書の説明を受けましょう。  
●契約は、受給者証がお手元に届いてからになります。  
●契約は曜日を固定して行います。契約した曜日以外の単発利用はできません。
- 2 児童発達支援管理責任者から、個別支援計画作成についての面談を受けましょう。
- 3 初回利用前に個別支援計画の内容について説明を受け、サインをしましょう。  
●計画がお子様の支援にふさわしい内容かどうか、よく話し合ってください。  
●サインした個別支援計画の写しを、事業所から受け取ってください。

利用  
開始後

- 1 利用日に、実績記録票に保護者確認印の押印（サインでも可）をしましょう。  
※ 利用日以外の押印はしないでください。
- 2 利用者負担額の請求書・領収書・代理受領通知書の発行を受けましょう。  
（発行時期は事業所に確認をしてください。）
- 3 6か月に1回以上、個別支援計画の更新を受けましょう。  
●前回の個別支援計画の内容の振り返りを踏まえて新しい個別支援計画が作成されます。  
●更新の際も児童発達支援管理責任者との面談が必要です。
- 4 年に1回、事業所が実施する保護者評価にご協力ください。

### 障害児通所支援等の利用に関する個別のご相談

各区こども家庭支援課（福祉保健センター） 平日 | 午前8:45～午後5:15

区	連絡先	南	341-1152	金沢	788-7772	戸塚	866-8468
鶴見	510-1839	港南	847-8457	港北	540-2320	栄	894-8959
神奈川	411-7113	保土ヶ谷	334-6353	緑	930-2432	泉	800-2448
西	320-8402	旭	954-6117	青葉	978-2457	瀬谷	367-5703
中	224-8199	磯子	750-2439	都筑	948-2321		

### 障害児通所支援等の制度全般に関するお問合わせ

横浜市こども青少年局障害児福祉保健課 平日 | 午前8:45～午後5:15

☎ 671-4274 (FAX 663-2304)

ホームページはこちらから



令和3年3月発行

— 横浜市 —

# 障害児通所支援事業 ご利用の手引き

## 1 ( 障害児通所支援事業とは )

児童の発達を支援するための療育の提供を目的としています。

### 児童発達支援 医療型児童発達支援

主に未就学の障害児を対象とし、日常生活における基本的な動作の習得や、集団生活に適応するための訓練など、個別の療育プログラムを提供します。

### 放課後等デイサービス

学校教育法に規定する学校（幼稚園、大学を除く。）に就学している障害児を対象とし、学校授業終了後又は休業日に、生活能力の向上のために必要な支援や余暇支援などを提供します。

### 保育所等訪問支援

訪問支援員が、保育所、幼稚園、小学校等を訪問し、障害児に対して、他の児童との集団生活への適応のための支援などを行います。

### 居宅訪問型 児童発達支援

重度の障害等の状態にある障害児であって、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障害児に支援が提供できるよう、障害児の居宅を訪問して発達支援を行います。  
（※障害児相談支援事業所が作成する障害児支援利用計画案が必須）

## 2 ( 障害児相談支援事業とは )

相談支援専門員が、障害児通所支援を利用する障害児に対し、サービスの利用調整や利用状況の確認（事業所訪問）、サービスについての情報提供などの必要な支援を行い、児童の成長や社会に出てからの生活など、総合的な相談を受けることができます。また、障害児支援利用計画案を作成し、定期的にサービス等の利用状況のモニタリングを行います。

## 3 ( サービスの対象児童 )

障害者手帳・医師の診断等により、療育が必要と認められる児童



## 4 障害児通所支援の新規利用の流れ

### 相談・見学

障害児通所支援事業の各サービス利用については、お住まいの区福祉保健センターへご相談ください。あわせて、事業所の見学をして、プログラムや空き状況を確認しましょう。また、障害児相談支援を希望される場合は、障害児相談支援事業所へもお問い合わせください。

### 必要書類の提出（区福祉保健センター）

申請書 + **A** 障害児支援利用計画案<sup>※1</sup> または **B** 横浜市子どもサポートプラン<sup>※2</sup>

（ご利用のサービスによっては、その他の書類の提出が必要になる場合があります。）

- ※1 障害児相談支援事業所と障害児支援利用計画案について**  
障害児相談支援事業所の相談支援専門員が、障害児通所支援を利用する障害児に対し、障害児支援利用計画案を作成します。障害児相談支援事業所は、定期的にサービス等の利用状況のモニタリングを行います。
- ※2 横浜市子どもサポートプランとは**  
保護者が自分で作成することを希望する場合や、障害児相談支援事業所が見つからない場合は、「横浜市子どもサポートプラン」を作成してください。

**!** この事業は、児童の成長を支えることが目的のため、お子様の年齢・体力や生活リズムに合わせたご利用を検討してください。

### 面接調査（アセスメント）

### 支給決定・受給者証の交付

申請書等や面接調査（アセスメント）などの内容を確認のうえ支給決定を行います。

- ※国の基準に基づいて決定を行うため、希望どおりに決定されない場合があります。
- ※利用日数は、必要分だけを決定します。週5日（月23日）を超えた利用は原則できません。
- ※申請から交付まで、お手続きに一定のお時間を要します。
- ※面接調査（アセスメント）については、申請内容によっては、行わない場合があります。

### 事業所との契約 / 事業所での個別支援計画<sup>※3</sup>の作成 / サービス利用

利用する曜日を固定して契約してください。原則、契約した曜日以外の単発利用はできません。また、同日に複数の事業所を利用することや、個別支援計画を作成する前のサービス利用はできません。

- ※3 個別支援計画とは**  
事業所の児童発達支援管理責任者が、保護者と面談の上、個別支援計画を作成します。個別支援計画に基づいて支援がされるため、作成前のサービス利用はできません。また、個別支援計画は6か月に1回以上更新が必要です。

## 5 利用者負担額について

サービス利用にかかる利用者負担額は、サービス提供に要した費用の割（1回あたり1,000～2,500円程度）です。月当たりの負担額は世帯<sup>※1</sup>の所得に応じた負担上限月額までとなります。ただし、事業所により別途おやつ代等実費負担額がかかる場合があります。

区分	世帯の所得などの状況		負担上限月額
生活保護	生活保護（または中国残留邦人等支援法による支援給付）受給世帯		0円
低所得 1	市民税非課税世帯	障害児の保護者の収入の年収が80万円以下	0円
低所得 2		低所得 1 に該当しない方	0円
一般 1	市民税課税世帯	市民税所得割額 <sup>※2</sup> 28万円未満 <sup>※3</sup>	4,600円
一般 2		市民税所得割額 28万円以上	37,200円

- ※1 世帯は、原則として住民基本台帳の世帯。同一世帯員には、サービスを利用する児童の親が単身赴任等で別世帯である場合も含まれます。
- ※2 市民税所得割額は、支給期間の初月が①7～翌年3月の場合：当該年度、②4～6月の場合：前年度のものを確認します。
- ※3 ① 指定都市にお住まいの方であっても、平成29年度税制改正前の標準税率（6%）用います。  
② 市民税所得割額は、住宅借入金等特別税額控除及び寄付金税額控除については、控除される前の額を用います。  
③ 年少・特定扶養親族控除については、廃止される前の計算を用います。

### 幼児教育・保育の無償化

満3歳になった後の最初の4月から小学校入学までの3年間、障害児通所支援等の利用者負担が無償化されます。なお、幼稚園、保育所、認定子ども園等と併用する場合は、両方とも無償化の対象となります。

### 高額障害児通所給付費

世帯で支払った負担額の合計が基準額を超えた場合に一部が還付されます。区役所での申請が必要です。

### 多子軽減措置

障害児通所支援を利用している未就学の児童に兄・姉がいる世帯では、負担上限月額が軽減される場合があります。（条件によって、所得制限があります。）

## 6 サービス利用開始後の手続きについて

利用開始後、下記に該当する場合は、受給者証の変更申請等が必要になる場合があります。速やかにお住まいの区福祉保健センターにご連絡ください。

- 支給決定期間終了に伴い、受給者証を更新する
- 転居する
- 通所日数の変更や通所先を追加する
- サービスを追加する
- サービスの利用を支給期間の途中でやめる
- 受給者を変更する

### ※ 複数の事業所に通所する場合

負担上限月額4,600円の場合は、上限額を超えて利用者負担を支払うことがないよう、事業所に上限管理を依頼する必要があります。また、負担上限月額37,200円の場合でも、支給決定内容によって、上限管理が必要になる場合があります。原則として、最も多く利用する事業所に利用者負担上限管理事務依頼（変更）届出書を記入してもらい、区福祉保健センターにご提出ください。